苫小牧市立ウトナイ小学校 生徒指導部通信 第4号 令和5年7月11日

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

今号の生活だよりは、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1. いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

「いじめ」とは、「児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

【いじめの対応について】

- ・学校は、「いじめ防止対策委員会」で対 応します。
- 様々な被害の形があるため、背景にある 事情を把握し、児童生徒の感じる被害性 に着目して、いじめに該当するか否か判 断します。
- いじめは被害と加害の関係が入れ替わることを踏まえて対応します。

【いじめの解消について】

- ・いじめが解消している状態とは
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が 相当の期間(少なくとも3か月)継続し ていること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと を指します。
- いじめの解消の判断は、学校の「いじめ 防止対策委員会」により判断します。

2.「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。「ウトナイ小学校いじめ防止基本方針」の全文については学校 HP に掲載しています。

いじめ防止に向けた基本的な考え方

- O児童が心豊かに生活できる環境づくりに努めます。
- 〇いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進します。
- 〇アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握 に努めます。
- 〇児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導します。

ウトナイ小学校「いじめ防止対策委員会」について

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、教務主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、 養護教諭、その他関係する教職員

【活動】

- 〇いじめの早期発見の関すること(アンケート調査、教育相談等)
- 〇いじめの防止に関すること
- ○認知したいじめの事案の対応に関すること
- 〇いじめの問題に係る児童理解に関すること
- ※いじめに関する案件が生じた際は随時開催します。

本校のいじめ防止に向けた活動について

- ○児童会が主体となった全校集会の開催やあいさつ運動
- 〇苫小牧市いじめ問題子どもサミットへの参加と全校での共有
- 〇子ども理解支援ツール「ほっと」の活用(支持的風土のある学級づくり)
- ○スマホケータイ教室の開催

いじめの認知から解消に向けての流れ

- ① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等(日常的な児童の観察も含む)で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ② 当該事案に対し、学級担任、学年団、家庭と連携を図りながら、いじめとして認知するか検討する(いじめの認知に対しては、学校と家庭双方の確認とする)。
- ③ いじめの事実が確認された(認知された)場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
 - ※犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、苫小牧市教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する(別添ファイルをご参照ください)。
- ⑤ 上記対策を講じながら、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを前提として、いじめが解消しているかを判断する。

3. 第1回いじめアンケートの実施より

O6 月に実施した「いじめに関するアンケート」では、『嫌な思いをしたことがある』という子どもが約26%いました。

【いじめに関するアンケートの中で扱われる『嫌な思い』の例】

- 冷やかしやからかい、悪口を言われる
- 仲間外れや無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする
- ・恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする
- ・メールや無料通話アプリ(SNS等)で悪口を書かれたり、仲間外れにされたりする
- その他

○これらの行為については、学級担任や学年、生徒指導担当教諭が、その都度指導しています。 ○「今も嫌な思いをしている」という子どもには、解消に向けた個別対応を行っています。

※次回のアンケートは 10月に行います。また、アンケートの時期に合わせて担任と児童が個別 に話す『教育相談』を行います。今後もいじめ防止に向けた学校づくりの取組を継続します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なくご相談ください

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として「いじめ防止対策委員会」を設置しています。ご活用ください。 令和5年度のウトナイ小学校いじめ防止対策委員会担当は、生徒指導部神下です。 連絡先0144-57-6700(学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口		電話番号等
北海道子ども相談支援センター	(電話)	0120-3882-56
	(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
北海道立特別支援教育センター	(電話)	011-612-5030
	(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp
胆振教育局教育相談電話	(電話)	0143-22-6594

※道教委ホームページで、北海道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する 調査結果などを確認できます。